

外務省の知的財産戦略における主な施策

資料11

在外公館の機能強化

- 11月にバンコクにてASEAN各国及びインドの在外公館から**知的財産担当官を集めた会議を開催**。今後も在外公館の知的財産担当官の能力向上のための取組を行い、**在外公館の現地民間企業への支援体制を強化**。

模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)

- 12月上旬に関係国との会合を開催し具体的な議論を実施。**来年早々に次回会合を開催**する方向で関係国と調整中。早期実現に向けた取組を加速。

多国間の取組

- WTO・TRIPS理事会やWIPOについては、模倣品・海賊版の取締りの重要性を加盟国に働きかけるため、**知的財産権保護のエンフォースメント**についての議論等をリード。
- G8については、来年の**北海道洞爺湖サミット**に向け、議長国として、知的財産に関する議論をリード。
- APECについては、**模倣品・海賊版対策イニシアティブ**、**5つのモデル・ガイドライン**を日米韓等で共同提案し採択。

諸国との連携強化

- 米国、EU等と協調してアジア等における模倣品・海賊版対策を促進するための取組を実施。
- 我が国企業の被害が深刻な中国とは、10月の**日中経済パートナーシップ協議**や12月の**日中ハイレベル経済対話(閣僚級)**において**知財権執行強化方策**を協議。

経済連携協定(EPA)の取組

- ベトナム、インド、豪州、スイスとのEPAにおいて、**知的財産に関する規定を盛り込む**方向で交渉を実施中。

文化交流における施策

- **国際漫画賞**については、**来年第2回を開催予定**。現在、作品募集準備作業中。**アニメ文化大使**については、現在、関係者と実現に向け調整中。